

外部業務監査及び内部監査の今後の予定

1．外部業務監査と内部監査の位置づけ

資金管理センターでは、諮問委員会等でのこれまでの議論を踏まえ、外務業務監査及び内部監査を以下のとおり実施することとしている（別添1（第3回資金管理業務諮問委員会資料4 - 1）参照。）

内部監査 ・ ・ 業務の有効性と効率性の向上及びコンプライアンス（法令等の遵守）に資する機能を果たすことを目的とし、財団法人全体の業務監査を実施。具体的には、業務が諸規程に従い適正かつ効率的に執行されたか否か並びに業務管理体制の妥当性等につき監査。

外部業務監査 ・ ・ 業務が諸規程に従い執行されているか、特に法施行当初であるため預託金の収受・運用・支払いについての業務全般の監査。

2．監査実施の流れと今年度の予定

（1）内部監査

内部監査規程及び内部監査実施要領に基づき、毎年度、監査計画を策定し、当該計画に従い監査を実施。

今年度は、第7回資金管理業務諮問委員会にて議論された「平成17年度監査計画」に基づき、資金管理センターについては平成17年4月～9月の業務を対象に平成17年10月～12月中旬に監査を実施し、平成18年1月に報告書を作成予定。特定再資源化預託金等の出えん先となる再資源化支援部の業務については平成17年4月～平成18年3月の業務を対象に、平成18年3月に監査を実施し、平成18年4月に報告書を作成予定。

（2）外部業務監査

委託先である外部業務監査法人との間で、事前に監査項目・実施する手続き等について合意した上で、当該合意された手続きに従って、監査を実施する。そのため、監査の前提となる諸規程が未整備である場合などにおいては、事前に監査項目や実施する手続きについての合意ができず、監査が実施できない。

今年度の監査を実施するに先立ち、外部業務監査法人と議論したところ、監査業務を受ける条件が十分整っていないことが判明したため、平成17年2月8日～平成17年5月6日において予備調査の実施を受け、「予備調査報告書」

を受領（第9回資金管理諮問委員会資料6 - 1参考資料2）。同報告書で指摘された点を改善した上で、平成17年4月～12月の業務を対象に平成18年1月及び2月に監査を実施し、平成18年4月に報告書を外部業務監査法人より受領する予定。

なお、それぞれの監査項目については、別添2のとおり。

以上